

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和7年3月4日（火）11：00～11：30

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長

内容・提出資料：

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案について（令和7年2月20日 日薬業発第442号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

薬機法等の制度改正に向けた動きとして、厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会による薬機法等制度改正に関するとりまとめが1月に公表された。2月12日には、同とりまとめを踏まえた「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に上程された。このことを受け、改正法案の項目について施行時期ごとに整理し、資料とともに都道府県薬剤師会へ周知したところである。

2-1. テレビアニメ「薬屋のひとりごと」とのコラボレーション企画 ポスターおよびお薬手帳について（令和7年2月21日 日薬総発第31号）

2-2. テレビアニメ「薬屋のひとりごと」コラボお薬手帳の取扱いの徹底について（お願い）（令和7年3月3日 事務連絡）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

テレビアニメ「薬屋のひとりごと」とのコラボレーション企画でポスターとお薬手帳を制作し、今月より会員施設において活用いただいている。かかりつけ薬剤師・薬局について周知し、地域住民の方々にお薬手帳の重要性を訴求することを目的としている。手帳の最後のページには、電子お薬手帳やマイナ保険証、電子処方箋の情報も掲載し、デジタルへの移行を促す狙いもある。コラボ企画として注目いただいていることは大変有難い反面、お薬手帳がフリマアプリなどで転売されていることについては企画の趣旨に反するため、アプリを運営するサイトに対し迷惑行為として通報した。通常の運用の中で活用いただきたく、都道府県薬剤師会に対しては、あらためて取り扱いの徹底を求める事務連絡を発出したところである。

3-1. カスハラ防止啓発ポスター（会員薬局向け）の配布について（お知らせ）（令和7年2月25日 日薬総発第30号）

3-2. 薬局業務におけるカスタマーハラスメント発生時の対応事例に係るアンケート調査について（協力依頼）（令和7年2月26日 日薬総発第33号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

カスタマーハラスメント（カスハラ：顧客等からの著しい迷惑行為）が深刻な社会問題となっており、厚労省が令和6年5月に公表した「令和5年度 職場のハラスメントに関する実態調査」報告書によると、過去3年間に勤務先でカスハラを経験した労働者の割合は約1割に上る。医療・介護分野も例外ではなく、薬局での薬剤師等へのカスハラも報告されており、本会が令和6年9月に行った調査では、弁護士や専門窓口に相談したいと思った苦情・クレームが、過去2年間に約3割の薬局で発生していた。そこで、カスハラ防止における啓発資

材として活用いただくためにポスターを制作し、会員薬局宛に1部を無償提供するとともに、
本会ホームページにポスターデータを掲載した。

また、薬剤師法第21条においては、「調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」として、いわゆる薬剤師の応招義務を定めている。調剤の求めに対する適切な在り方等について検討するため、カスハラの実態を把握する調査を行うこととした。本調査結果を踏まえ、医療提供体制の変化や薬剤師の働き方改革といった観点から検討を行うとともに、厚労省との協議など必要な対応を進めていきたい。

4-1. 「日本薬剤師会会員証」の紙の発行・送付の終了等について

(令和7年2月27日 日薬発第303号)

4-2. 「日本薬剤師会会員証」の紙の発行・送付の終了等について

(令和7年2月27日 事務連絡)

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では、平成26年度より「日本薬剤師会会員証」を発行してきたが、発行から約10年が経過し、運用の見直しを行うこととした。会員証については使用する場面があまりないこと、正式な身分証明に使える仕様等ではなく、会員に会員番号を伝えるための手段として作成・配付をしていたことから、本年4月号に同封する紙の会員証の発行・送付をもって終了する。4月以降の新規入会会員には、暫らくの間、紙の会員証の発行・送付を継続する。また、今後に向けては電子化（アプリ等）を検討している。

5. 日本薬剤師会雑誌の完全電子化に向けた対応 「日薬雑誌アプリ」の運用開始について (令和7年2月27日 日薬発第304号)

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

近年のデジタル社会の進展に鑑み、「日本薬剤師会雑誌」を電子的に活用するため、令和7年4月より「日薬雑誌アプリ」の運用を開始する。スマートフォンなどの端末を利用して、手元で手軽に最新号からバックナンバーまでいつでも閲覧ができ、必要な記事を検索することなどが可能になる。運用には、「Poste(ポステ)」というアプリを利用する。なお、本会ホームページ（会員向けページ）で閲覧が可能な「日薬雑誌電子書籍」は継続する。

また一方で、昨今の物価高騰や人件費・郵送費の上昇などの影響により、紙の冊子の発行にかかる費用が大幅に増加する状況となっていることから、本年9月号まで紙の冊子を発行し、翌10月号より、会員全員への紙の冊子の郵送を原則として終了する。10月号以降も紙冊子を希望される方からの申込は、7月頃より受け付ける準備を進めているが、紙冊子の郵送は令和8年3月号の発送をもって完全に終了する。

すでに会報誌の電子化に移行している都道府県薬剤師会もあるが、大きな混乱なく進行していると聞く。日薬雑誌も献本分などは紙を残すが、会員に対しては電子化を推進する方針である。

6. 学校薬剤師の医薬品過剰使用対策活動に関する資材について

(令和7年3月3日 日薬業発第462号)

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会学校薬剤師部会では、学校薬剤師が児童・生徒を対象とした医薬品の過剰使用（オーバードーズ）の防止・啓発活動を行うための支援の一環で、スライド（PowerPoint形式）を

作成し、本会ホームページで公開した。くすり教育、薬物乱用防止教室等において学校薬剤師が医薬品の適正使用に関する説明を行う際などに、関連資材等とともに利用いただくことを想定している。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈カスハラポスターについて〉

記者：カスハラポスター制作の狙いはどういったことか。

原口副会長：薬局には、体調が悪く、辛さや痛みの感度が高い方が多くいらっしゃるため、薬剤師へのカスハラに至る可能性が高くなりがちである。ポスターを見て踏みとどまっただけのことを期待したい。

〈電子処方箋の導入状況について〉

記者：電子処方箋の導入が薬局では進んでいる一方で、医療機関で進んでいないことについてはいかがか。

原口副会長：DX 関係であり、自身は直接の担当ではないが、医薬品提供体制に関わることであり、薬局は電子処方箋には対応しなければならない。マイナポ連携で調剤結果情報を確認できることは素晴らしいこと。導入経費はかかるが必要なこととして薬局は対応をしている。費用の手当については、引き続き国に要望していく。

〈オーバードーズについて〉

記者：警視庁は「過量服薬」という言葉を使用している。今回の学薬の医薬品過剰使用対策活動資材の中で「オーバードーズ」を使用している理由は子供たちにとって親しみやすい等の理由か。

岩月会長：社会的事象としては過量服薬、過剰使用であるが、子供たちに説明する上では、「オーバードーズ」という言葉を使った方が行為として捉えやすいのではないかというのが理由である。

次回の定例記者会見は、令和7年3月27日（木）11：00～を予定。